岩手県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。 平成24年10月18日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第61号

岩手県県税条例の一部を改正する条例

岩手県県税条例(昭和29年岩手県条例第22号)の一部を次のように改正する。

改正前

(ゴルフ場利用税の税率の特例等)

- 第72条 ゴルフ場の利用が次の各号のいずれかに該当する場合で、その利用に 第72条 ゴルフ場の利用が次の各号のいずれかに該当する場合で、その利用に 係る利用料金が当該ゴルフ場の通常の利用料金に比較して100分の20(第3 号に掲げるゴルフ場の利用にあっては、100分の50)以上軽減されているゴ ルフ場で局長が指定するものの利用であるときは、当該利用に対するゴルフ 場利用税の税率は、前条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する税率の 2分の1とする。
 - (1) 「略]
 - (2) 財団法人日本ゴルフ協会(昭和62年10月1日に財団法人日本ゴルフ協 会という名称で設立された法人をいう。以下この号において「協会」とい う。) 又は協会に加盟する地区ゴルフ連盟が主催する競技会その他これに 類するもので局長が認めるものに参加するプロゴルファー以外の選手の ゴルフ場の利用 (競技として利用する場合に限る。)
 - (3) [略]
- 「略]

(中古商品自動車に対する自動車税の減額)

条第1項の規定による許可を受けている者に限る。以下この項において同じ 。)が、賦課期日(第105条の賦課期日をいう。以下この条及び第104条第2 項において同じ。)において、商品として所有し、かつ、展示している中古 改正後

(ゴルフ場利用税の税率の特例等)

- 係る利用料金が当該ゴルフ場の通常の利用料金に比較して100分の20(第3 号に掲げるゴルフ場の利用にあっては、100分の50)以上軽減されているゴ ルフ場で局長が指定するものの利用であるときは、当該利用に対するゴルフ 場利用税の税率は、前条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する税率の 2分の1とする。
- (1) 「略]
- (2) 公益財団法人日本ゴルフ協会(以下この号において「協会」という。) 又は協会に加盟する地区ゴルフ連盟が主催する競技会その他これに類す るもので局長が認めるものに参加するプロゴルファー以外の選手のゴル フ場の利用 (競技として利用する場合に限る。)
- (3) 「略]
- 「略]

(中古商品自動車に対する自動車税の減額)

第102条 局長は、自動車販売業者(古物営業法(昭和24年法律第108号)第3│第102条 局長は、自動車販売業者(古物営業法(昭和24年法律第108号)第3 条第1項の規定による許可を受けている者に限る。以下この項において同じ 。)が、賦課期日(第105条の賦課期日をいう。以下この条及び第104条第2 項において同じ。)において、商品として所有し、かつ、展示している中古

自動車(財団法人日本自動車査定協会(昭和41年6月1日に財団法人日本自 動車査定協会という名称で設立された法人をいう。次項において同じ。)が 商品自動車であることを証明したものに限る。以下「中古商品自動車」とい う。)で道路運送車両法第4条の規定による登録(第3項及び次条第1項に おいて「登録」という。)を受けているもの(所有者及び使用者の名義が当 該自動車販売業者の名義と同一であるものに限る。)に対して課する自動車 税については、自動車販売業者について次に掲げる要件を満たす場合に限り 、申請により、当該中古商品自動車に係る自動車税額から当該自動車税の年 額の12分の3に相当する額を減額する。

 $(1)\sim(3)$ 「略]

動車税の納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に、岩手県 公安委員会が交付する古物営業の許可証の写し及び財団法人日本自動車査 定協会が発行する対象自動車が商品自動車であることを証明する書類を添 付して、これを局長に提出しなければならない。

 $(1)\sim(5)$ 「略]

3 「略〕

(社会福祉事業等の用に供する自動車に対する自動車税の課税免除)

第103条の6 局長は、次の各号のいずれかに該当する自動車(前条第1項の 第103条の6 局長は、次の各号のいずれかに該当する自動車(前条第1項の 規定の適用を受ける自動車を除く。) に対しては、申請により自動車税を免 除する。

 $(1)\sim(4)$ 「略]

- (5) 財団法人岩手県予防医学協会(昭和45年12月18日に財団法人岩手県予 防医学協会という名称で設立された法人をいう。) が所有する自動車で巡 回診療の用に供するもの
- (6) 「略]
- 「略〕

自動車(一般財団法人日本自動車査定協会が商品自動車であることを証明し たものに限る。以下「中古商品自動車」という。)で道路運送車両法第4条 の規定による登録(第3項及び次条第1項において「登録」という。)を受 けているもの(所有者及び使用者の名義が当該自動車販売業者の名義と同一 であるものに限る。)に対して課する自動車税については、自動車販売業者 について次に掲げる要件を満たす場合に限り、申請により、当該中古商品自 動車に係る自動車税額から当該自動車税の年額の12分の3に相当する額を 減額する。

$(1)\sim(3)$ 「略]

2 前項の規定により自動車税額の減額を受けようとする者は、当該年度の自 2 前項の規定により自動車税額の減額を受けようとする者は、当該年度の自 動車税の納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に、岩手県 公安委員会が交付する古物営業の許可証の写し及び一般財団法人日本自動 車査定協会が発行する対象自動車が商品自動車であることを証明する書類 を添付して、これを局長に提出しなければならない。

 $(1)\sim(5)$ 「略]

3 「略]

(社会福祉事業等の用に供する自動車に対する自動車税の課税免除)

規定の適用を受ける自動車を除く。)に対しては、申請により自動車税を免 除する。

 $(1)\sim(4)$ 「略]

- (5) 公益財団法人岩手県予防医学協会が所有する自動車で巡回診療の用 に供するもの
- 「略〕 (6)
- |略|

附則

(東日本大震災による被災家屋の代替家屋等の取得に係る不動産取得税の課 税標準の特例)

第23条の3 「略]

2 • 3 「略]

4 平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所 4 平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所 の事故(以下「原子力発電所の事故」という。) に関して原子力災害対策特 別措置法(平成11年法律第156号)第20条第3項又は第5項の規定により原 子力災害対策本部長(同法第17条第1項に規定する原子力災害対策本部長を いう。以下この項及び附則第24条の2の4第1項において同じ。)が市町村 長又は都道府県知事に対して行った法附則第55条の2第1項第1号に掲げ る指示の対象区域(原子力発電所の事故に関して同法第20条第3項又は第5 項の規定により原子力災害対策本部長が市町村長又は都道府県知事に対し て行った指示において近く同号に掲げる指示が解除される見込みであると された区域を除く。附則第24条の2の4第1項において「避難指示区域」と いう。) のうち当面の居住に適さない区域として総務大臣が指定して公示し た区域(以下この条において「居住困難区域」という。)内に当該居住困難 区域を指定する旨の公示があった日において所在していた家屋(以下この項 において「対象区域内家屋」という。)の同日における所有者その他の法附 則第51条第4項の政令で定める者が、当該対象区域内家屋に代わるものと局 長が認める家屋(以下この項及び次項において「代替家屋」という。)の取 得をした場合における当該代替家屋の取得に対して課する不動産取得税の 課税標準の算定については、当該取得が同日から当該居住困難区域の指定を 解除する旨の公示があった日から起算して3月(代替家屋が同日後に新築さ れたものであるときは、1年)を経過する日までの間に行われたときに限り 、価格に当該代替家屋の床面積に対する当該対象区域内家屋の床面積の割合 (当該割合が1を超える場合は、1)を乗じて得た額を価格から控除する。

附則

(東日本大震災による被災家屋の代替家屋等の取得に係る不動産取得税の課 税標準の特例)

第23条の3 「略]

2 • 3 「略]

> の事故(以下「原子力発電所の事故」という。) に関して原子力災害対策特 別措置法(平成11年法律第156号)第20条第2項の規定により原子力災害対 策本部長(同法第17条第1項に規定する原子力災害対策本部長をいう。以下 この項及び附則第24条の2の4第1項において同じ。)が市町村長又は都道 府県知事に対して行った法附則第55条の2第1項第1号に掲げる指示の対 象区域(原子力発電所の事故に関して同法第20条第2項の規定により原子力 災害対策本部長が市町村長又は都道府県知事に対して行った指示において 近く同号に掲げる指示が解除される見込みであるとされた区域を除く。附則 第24条の2の4第1項において「避難指示区域」という。)のうち当面の居 住に適さない区域として総務大臣が指定して公示した区域(以下この条にお いて「居住困難区域」という。) 内に当該居住困難区域を指定する旨の公示 があった日において所在していた家屋(以下この項において「対象区域内家 屋」という。)の同日における所有者その他の法附則第51条第4項の政令で 定める者が、当該対象区域内家屋に代わるものと局長が認める家屋(以下こ の項及び次項において「代替家屋」という。) の取得をした場合における当 該代替家屋の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定について は、当該取得が同日から当該居住困難区域の指定を解除する旨の公示があっ た日から起算して3月(代替家屋が同日後に新築されたものであるときは、 1年)を経過する日までの間に行われたときに限り、価格に当該代替家屋の 床面積に対する当該対象区域内家屋の床面積の割合(当該割合が1を超える 場合は、1)を乗じて得た額を価格から控除する。

5 • 6 「略]

(東日本大震災による対象区域内用途廃止等自動車の代替自動車の取得に対して課する自動車取得税の納税義務の免除等)

第24条の2の4 避難指示区域であって平成24年1月1日において原子力発 電所の事故に関して原子力災害対策特別措置法第20条第3項の規定により 原子力災害対策本部長が市町村長に対して行った同法第28条第2項の規定 により読み替えて適用される災害対策基本決第63条第1項の規定による警 戒区域の設定を行うことの指示の対象区域であった区域のうち立入りが困 難であるため当該区域内の自動車を当該区域の外に移動させることが困難 な区域として総務大臣が指定して公示した区域(以下この項及び附則第25条 の2第3項において「自動車持出困難区域」という。) 内の第84条第1項の 自動車(以下この項及び附則第25条の2第3項において「対象区域内自動車 」という。)の当該自動車持出困難区域を指定する旨の公示があった日にお ける所有者(第85条第1項に規定する場合にあっては、同項に規定する買主)その他の法附則第52条第3項の政令で定める者が対象区域内自動車以外の 自動車(以下この項において「他の自動車」という。)の取得をした場合に おいて、当該他の自動車の取得をした後に、対象区域内自動車が法附則第52 条第2項に規定する対象区域内用涂廃止等自動車(以下この項及び附則第25 条の2第3項において「対象区域内用途廃止等自動車」という。)に該当す ることとなり、かつ、当該取得した他の自動車を対象区域内用途廃止等自動 車に代わるものと局長が認めるときは、当該他の自動車の取得が同日から平 成26年3月31日までの間に行われたときに限り、当該他の自動車の取得に対 する自動車取得税に係る徴収金に係る納税義務を免除する。

2 「略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

5・6 「略]

(東日本大震災による対象区域内用途廃止等自動車の代替自動車の取得に対して課する自動車取得税の納税義務の免除等)

第24条の2の4 避難指示区域であって平成24年1月1日において原子力発 電所の事故に関して原子力規制委員会設置法(平成24年法律第47号)附則第 54条による改正前の原子力災害対策特別措置法第20条第3項の規定により 原子力災害対策本部長が市町村長に対して行った同法第28条第2項の規定 により読み替えて適用される災害対策基本法第63条第1項の規定による警 戒区域の設定を行うことの指示の対象区域であった区域のうち立入りが困 難であるため当該区域内の自動車を当該区域の外に移動させることが困難 な区域として総務大臣が指定して公示した区域(以下この項及び附則第25条 の2第3項において「自動車持出困難区域」という。) 内の第84条第1項の 自動車(以下この項及び附則第25条の2第3項において「対象区域内自動車 」という。)の当該自動車持出困難区域を指定する旨の公示があった日にお ける所有者(第85条第1項に規定する場合にあっては、同項に規定する買主)その他の法附則第52条第3項の政令で定める者が対象区域内自動車以外の 自動車(以下この項において「他の自動車」という。)の取得をした場合に おいて、当該他の自動車の取得をした後に、対象区域内自動車が法附則第52 条第2項に規定する対象区域内用途廃止等自動車(以下この項及び附則第25 条の2第3項において「対象区域内用途廃止等自動車」という。)に該当す ることとなり、かつ、当該取得した他の自動車を対象区域内用途廃止等自動 車に代わるものと局長が認めるときは、当該他の自動車の取得が同日から平 成26年3月31日までの間に行われたときに限り、当該他の自動車の取得に対 する自動車取得税に係る徴収金に係る納税義務を免除する。

2 「略]

この条例は、公布の日から施行する。